

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について

1 趣旨・経緯

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)に基づき、昭和34年より行われているものである。

技能検定試験は、国が定めた実施計画に従い、都道府県知事が実施することとされているが、平成13年の法改正により、指定試験機関制度が創設され、一定の要件を満たす民間機関が指定試験機関として技能検定試験の業務を行うことができることとなった。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、「既存の職種については民間の指定試験機関への移行を促進するとともに経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」とされたことを受け、厚生労働省から都道府県知事が実施する既存職種に係る業界団体等に、指定試験機関としての技能検定試験の実施を打診していたところ。

今般、都道府県知事が実施している「機械保全」職種の技能検定試験について、民間機関(公益社団法人日本プラントメンテナンス協会)から指定試験機関として実施する旨の要望があり、当該機関において技能検定試験の業務を継続的・安定的に実施できる見込みがあることから、「機械保全」職種の技能検定試験を指定試験機関により実施することとし、所要の改正を行った。

2 改正の概要

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第175号)に基づき、平成27年4月1日から「機械保全」職種の技能検定試験を指定試験機関が実施することに伴い、以下のとおり所要の改正を行うもの。

- 都道府県知事が実施する技能検定試験の試験科目については、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第62条の2において、等級ごとに、別表第11の5から第13の5において定めることと規定されている。また、合格証書の交付については、規則第68条の2において、別表第14及び第14の2に掲げる職種に応じて交付する旨規定されているところ。
- 「機械保全」職種が指定試験機関方式へ移行することに伴い、都道府県知事が実施する技能検定試験の試験科目等を定める規則別表(第11の5、第12、第13、第13の2、第13の3、第13の4、第14及び第14の2)から当該職種に関する部分を削除する。

※別表第13の5(単一等級の技能検定試験の試験科目等)について、同職種に係る従前の規定が無いため、今回の改正の対象外。

3 施行日

平成27年4月1日